

市区町村別集計項目（推進体制等）										山形県							
										市区町村数	35						
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						15	16	3				34					
6	201	山形市	企画調整部男女共同参画センター	1	1	1	1	山形市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		いきいき山形男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
6	202	米沢市	地域振興課	1	2	1	1				4	第2次米沢市男女共同参画基本計画<改定版>	2017年12月1日	～	2027年3月31日	1	1
6	203	鶴岡市	企画部 政策企画課	1	2	1	1				4	第2次鶴岡市男女共同参画計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
6	204	酒田市	市民部共生社会課	1	2	1	1				4	第2次酒田市男女共同参画推進計画(後期計画)	2024年4月	～	2029年3月	1	1
6	205	新庄市	社会教育課	2	2	2	2				4	第2次新庄市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
6	206	寒河江市	企画戦略課	1	2	1	1				4	第3次寒河江市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
6	207	上山市	市政戦略課	1	2	1	1				4	第2次上山市男女共同参画計画	2017年4月1日	～	2025年3月31日	1	1
6	208	村山市	政策推進課	1	2	2	2				4	第2次村山市男女共同参画基本計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1
6	209	長井市	地域づくり支援室	1	2	1	1	長井市男女共同参画推進条例	2002年12月18日	2002年12月18日		長井市第三次男女共同参画基本計画	2024年4月	～	2029年3月	1	1
6	210	天童市	総務部市長公室	1	2	1	1				4	第四次天童市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
6	211	東根市	総合政策課	1	2	1	1				4	第4次東根市男女共同参画社会推進計画“東根市ABCプランⅣ”	2022年4月	～	2027年3月	1	1
6	212	尾花沢市	社会教育課	2	2	2	2				4	第2次尾花沢市男女共同参画推進計画	2020年4月	～	2025年3月	1	2
6	213	南陽市	みらい戦略課	1	2	1	1				4	第二次 男女共同参画なんようプラン	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
6	301	山辺町	政策推進課	1	2	1	1				4	第2次やまのべ男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
6	302	中山町	総合政策課	1	2	1	1				4	第3次中山町男女共同参画計画	2023年4月	～	2027年3月	1	1
6	321	河北町	くらし応援課	1	2	2	2				4	第3次河北町男女共同参画計画	2024年4月	～	2029年3月	1	1
6	322	西川町	まなぶ課	2	2	2	2				4						1
6	323	朝日町	政策推進課	1	2	2	2				4	朝日町男女共同参画に関する計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
6	324	大江町	政策推進課	1	2	2	2				4	第2次大江町男女共同参画計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1
6	341	大石田町	まちづくり推進課	1	1	2	2				4	第2次大石田町男女共同参画計画	2022年4月	～	2026年3月	1	2
6	361	金山町	教学課	2	2	2	2				4	金山町男女共同参画推進計画	2020年3月	～	2025年3月	1	2
6	362	最上町	総務企画課	1	2	2	2				4	最上町男女共同参画計画	2020年3月	～	2025年3月	1	1
6	363	舟形町	まちづくり課	1	2	1	2				4	舟形町男女共同参画推進計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1
6	364	真室川町	企画課	1	2	2	2				4	真室川町男女共同参画計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1
6	365	大蔵村	総務課	1	2	1	2				4	第2次大蔵村男女共同参画計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1
6	366	鮭川村	むらづくり推進課	1	2	2	1				4	鮭川村男女共同参画計画	2020年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
6	367	戸沢村	まちづくり課	1	2	2	1				4	戸沢村男女共同参画計画	2021年3月	～	2026年2月	1	1
6	381	高畠町	企画課	1	2	2	2				4	第6次高畠町総合計画後期基本計画	2024年4月	～	2028年3月	2	2
6	382	川西町	まちづくり課	1	2	1	1				4	第4次川西町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	2
6	401	小国町	企画財政室	1	2	2	2				4	小国町男女共同参画計画	2021年3月	～	2025年3月	1	1
6	402	白鷹町	企画政策課	1	2	2	2	白鷹町の行政機関の付属機関における男女の登用の均等促進に関する条例	1999年10月15日	1999年10月15日		白鷹町男(ひと)と女(ひと)とが共に支え合い輝けるプラン	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
6	403	飯豊町	企画課 総合政策室	1	2	2	2				3	飯豊町男女共同参画計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1
6	426	三川町	企画調整課	1	2	2	2				4	三川町男女共同参画計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1
6	428	庄内町	企画情報課	1	2	2	1				4	第4次庄内町男女共同参画社会計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
6	461	遊佐町	企画課企画係	1	2	2	2				4	第3次遊佐町男女共同参画計画“みんなのプラン”	2021年3月	～	2026年3月	2	1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目的に検討中
2 2024年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
					名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	施設管理			事業運営	
			単 独	複 合							直 営	指 定 管 理 者		そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			3								0	3	2	1	0	3	0	0
6	201	山形市	山形市男女共同参画センター	フアーラ	990-0832	山形市城西町2-2-22	023-645-8077	023-645-8055	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/kyodosankaku/index.html		○		○		○			
6	202	米沢市																
6	203	鶴岡市																
6	204	酒田市	酒田市男女共同参画推進センター	ウイズ	998-0044	山形県酒田市中町三丁目4番5号	0234-26-5616	0234-26-5617	https://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/danjyo/danjyokyoudou_with.html		○	○			○			
6	205	新庄市																
6	206	寒河江市																
6	207	上山市																
6	208	村山市																
6	209	長井市																
6	210	天童市																
6	211	東根市																
6	212	尾花沢市																
6	213	南陽市																
6	301	山辺町																
6	302	中山町																
6	321	河北町																
6	322	西川町																
6	323	朝日町																
6	324	大江町																
6	341	大石田町																
6	361	金山町																
6	362	最上町																
6	363	舟形町																
6	364	真室川町																
6	365	大蔵村																
6	366	鮭川村																
6	367	戸沢村																
6	381	高畠町																
6	382	川西町																
6	401	小国町																
6	402	白鷹町																
6	403	飯豊町																
6	426	三川町																
6	428	庄内町																
6	461	遊佐町	遊佐町生涯学習センター	生涯学習センター	999-8301	山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2	0234-72-2236	0234-71-1222			○	○			○			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤（雇用） 期間の定めがない職員	非常勤（雇用） 期間の定めがある職員		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			3					3	2	2	2	1	2	1	0	1	
6	201	山形市	山形市男女共同参画センター	1996年2月1日	5	5	10,969	○	○	○	○	○	○	○		○	都市宣言記念講座、ハーブルボン・プロジェクトの実施口
6	202	米沢市															
6	203	鶴岡市															
6	204	酒田市	酒田市男女共同参画推進センター	2000年7月28日	6	1	1,772	○	○	○	○		○				
6	205	新庄市															
6	206	寒河江市															
6	207	上山市															
6	208	村山市															
6	209	長井市															
6	210	天童市															
6	211	東根市															
6	212	尾花沢市															
6	213	南陽市															
6	301	山辺町															
6	302	中山町															
6	321	河北町															
6	322	西川町															
6	323	朝日町															
6	324	大江町															
6	341	大石田町															
6	361	金山町															
6	362	最上町															
6	363	舟形町															
6	364	真室川町															
6	365	大蔵村															
6	366	鮭川村															
6	367	戸沢村															
6	381	高畠町															
6	382	川西町															
6	401	小国町															
6	402	白鷹町															
6	403	飯豊町															
6	426	三川町															
6	428	庄内町															
6	461	遊佐町	遊佐町生涯学習センター	1999年3月	4	5	0	○									

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市区 長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治会 長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				7		13	1	7.7	13	1	7.7	22	1	4.5	20	0	0.0	4,802	108	2.2
6	201	山形市	1998年9月21日	山形市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							545	17	3.1
6	202	米沢市	2019年2月12日	米沢市イボス宣言	1	1	0	0.0	0	0								453	23	5.1
6	203	鶴岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							463	6	1.3
6	204	酒田市				1	1	100.0	1	0	0.0							452	6	1.3
6	205	新庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							212	10	4.7
6	206	寒河江市				1	0	0.0	1	0	0.0							205	3	1.5
6	207	上山市				1	0	0.0	1	0	0.0							99	2	2.0
6	208	村山市	2005年10月19日	「男女共同参画のまち」宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							135	0	0.0
6	209	長井市				1	0	0.0	1	0	0.0							137	0	0.0
6	210	天童市	2002年10月26日	男女共同参画社会づくりの推進に関する宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							138	2	1.4
6	211	東根市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	2	1.3
6	212	尾花沢市				1	0	0.0	1	1	100.0							92	0	0.0
6	213	南陽市				1	0	0.0	1	0	0.0							149	2	1.3
6	301	山辺町										1	0	0.0	1	0	0.0	111	10	9.0
6	302	中山町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	1	1.5
6	321	河北町										1	0	0.0	1	0	0.0	108	1	0.9
6	322	西川町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
6	323	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
6	324	大江町	2000年3月14日	男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
6	341	大石田町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4
6	361	金山町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
6	362	最上町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	2	3.9
6	363	舟形町										1	0	0.0	0	0		35	1	2.9
6	364	真室川町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	3	3.8
6	365	大蔵村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
6	366	鮭川村										1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0
6	367	戸沢村										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
6	381	高畠町										1	0	0.0	1	0	0.0	121	0	0.0
6	382	川西町	2006年10月29日	川西町男女共同参画のまち宣言	4							1	0	0.0	1	0	0.0	153	1	0.7
6	401	小国町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	12	15.8
6	402	白鷹町	1999年4月4日	白鷹町「男(ひと)と女(ひと)とが共同でつくるまち宣言」	2							1	0	0.0	1	0	0.0	104	1	1.0
6	403	飯豊町										1	0	0.0	0	0		69	1	1.4
6	426	三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
6	428	庄内町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	0	0.0
6	461	遊佐町										1	1	100.0	1	0	0.0	108	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表4－4
市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

調査時点コード											1	2024年4月1日			2	その他																					
都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード											
			問8-1			問8-2					審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)													
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)											総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他					
						686	605	9,764	2,472	25.3						674	586	9,325	2,388	25.6	174	124	974	204	20.9	1,017	98	9.6	1,051	99	9.4						
		小計														666	583	9,208	2,349	25.5	173	124	972	204	21.0												
6	201	山形市	40.0	2027年3月	行政機関等の 充て職を除いた 場合は、50% を目標	39	37	662	182	27.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等					39	37	662	182	27.5	5	3	39	5	12.8	53	7	13.2	54	7	13.0	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
6	202	米沢市	40.0	2027年3月		51	44	720	222	30.8	地方自治法(第202条の3)及び設置要綱・要領等に基づく審議会等					33	29	486	136	28.0	6	4	35	7	20.0	37	8	21.6	38	8	21.1	1		1		1	
6	203	鶴岡市	30.0	2026年3月		35	31	551	169	30.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等					34	30	467	135	28.9	5	5	34	10	29.4	57	9	15.8	58	9	15.5	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	1	
6	204	酒田市	40.0	2028年3月		33	33	425	147	34.6	審議会等数には必要時に応じて設置する審議会を含む					40	33	425	147	34.6	5	4	42	8	19.0	49	9	18.4	50	10	20.0	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
6	205	新庄市	45.0	2028年3月		29	29	320	95	29.7	条例により設置されている審議会等					14	14	192	51	26.6	5	3	32	4	12.5	26	3	11.5	27	3	11.1	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
6	206	寒河江市	40.0	2026年3月		47	41	759	210	27.7	条例、規則、要綱等による設置					47	41	759	210	27.7	5	4	31	9	29.0	34	2	5.9	35	2	5.7	2	2026年3月31日	2	2024年3月31日	1	
6	207	上山市				0	0	0	0			24	20	308	71	23.1	5	4	29	6	20.7	35	1	2.9	36	1	2.8	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
6	208	村山市	30.0	2026年3月		19	18	268	58	21.6		14	14	216	42	19.4	5	3	31	3	9.7	34	3	8.8	35	3	8.6	2	2024年3月31日	2	2023年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
6	209	長井市	50.0	2028年3月		27	27	297	91	30.6		25	25	279	83	29.7	5	4	30	6	20.0	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1		1					
6	210	天童市	30.0	2026年3月		28	25	581	136	23.4		23	21	548	128	23.4	5	4	33	8	24.2	38	3	7.9	39	3	7.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
6	211	東根市	40.0	2027年3月		27	26	475	118	24.8	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、懇談会、会議等					21	20	417	100	24.0	5	3	47	5	10.6	44	3	6.8	45	3	6.7	2	2024年1月31日	2	2024年1月31日	2	2024年1月31日
6	212	尾花沢市	20.0	2026年3月		20	14	974	95	9.8	条例により設置されている審議会等					14	12	253	89	35.2	5	3	32	5	15.6	35	3	8.6	36	3	8.3			1		1	
6	213	南陽市	30.0	2027年3月		55	46	794	230	29.0	各種審議会・委員会					21	18	299	83	27.8	5	2	26	3	11.5	19	1	5.3	20	1	5.0	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
6	301	山辺町	30.0	2026年3月		29	25	321	75	23.4	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等					25	21	300	69	23.0	5	4	21	6	28.6	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
6	302	中山町	39.0	2027年3月		39	33	335	108	32.2		17	16	181	59	32.6	5	3	29	5	17.2	23	3	13.0	24	3	12.5	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
6	321	河北町	35.0	2029年3月		20	15	213	53	24.9	法律又は政令により設置されている審議会等 条例、規則等により設置 されている懇談会、会議等					12	8	129	26	20.2	5	4	25	7	28.0	20	0	0.0	21	0	0.0	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
6	322	西川町				0	0	0	0			14	10	140	19	13.6	5	4	24	7	29.2	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1		1			
6	323	朝日町				0	0	0	0			15	10	221	44	19.9	5	3	26	8	30.8	22	0	0.0	23	0	0.0	1		1		1		1			
6	324	大江町				0	0	0	0			16	15	194	63	32.5	5	4	26	5	19.2	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1		1			
6	341	大石田町	20.0	2026年3月		13	11	129	17	13.2		9	8	93	14	15.1	5	4	27	5	18.5	18	2	11.1	19	2	10.5	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
6	361	金山町				0	0	0	0			11	10	137	31	22.6	5	4	25	4	16.0	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1		1			
6	362	最上町			期限:令和6年3 月まで目標 値:30.0%	20	15	206	53	25.7		19	14	182	50	27.5	5	3	25	5	20.0	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1		1			
6	363	舟形町				3	3	54	3	5.6		4	3	55	4	7.3	3	1	10	1	10.0	37	0	0.0	38	0	0.0	1		1		1		1			
6	364	真室川町				0	0	0	0			12	12	220	32	14.5	5	4	23	7	30.4	32	2	6.3	33	2	6.1	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
6	365	大蔵村	25.0	2027年3月		17	14	184	31	16.8		17	14	185	31	16.8	5	3	20	4	20.0	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1		1			
6	366	鮭川村	30.0	2026年4月		0	0	0	0			11	10	206	53	25.7	4	2	22	4	18.2	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1		1			
6	367	戸沢村				0	0	0	0			4	4	42	7	16.7	5	4	24	8	33.3						1		2	2024年7月1日	1		1				
6	381	高畠町			期限は特に設 けていないが、 女性委員の比 率が30%以上 になるよう努 めるものとする。	25	24	270	61	22.6	条例により設置されている懇談会、会議等					17	13	150	40	26.7	5	4	29	7	24.1	16	2	12.5	17	2	11.8	1		2	2024年	1	
6	382	川西町	30.0	2026年3月		27	26	332	81	24.4	地方自治法第180条の5及び202条の3に基づく審議会等					22	22	309	75	24.3	5	4	23	6	26.1	19	2	10.5	20	2	10.0	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
6	401	小国町	30.0	2025年3月		0	0	0	0			8	8	108	20	18.5	5	5	20	7	35.0	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1		1			
6	402	白鷹町	40.0	2026年3月		21	17	264	58	22.0	法律又は政令により設置されている審議会等 法律により設置されて いる委員会等(地方自治法第180条の5) 条例、規則等により設置されて いる懇談会、会議等					21	17	264	58	22.0	5	4	24	6	25.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1	
6	403	飯豊町	30.0	2030年4月		11	7	84	22	26.2	農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価 審査委員会、振興審議会、農政審議会、上下水道運営																										

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 等 委員 数	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 等 委員 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 等 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)			
														8	3	117	39	33.3	1	0	2	0	0.0						
		山形市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		米沢市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鶴岡市												1	1	84	34	40.5	0	0	0	0	0.0						
		酒田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新庄市												0	0	0	0	0.0	1	0	2	0	0.0						
		寒河江市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		村山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長井市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		天童市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東根市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		尾花沢市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南陽市												2	1	18	2	11.1	0	0	0	0	0.0						
		山辺町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中山町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		河北町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		朝日町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大江町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大石田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		金山町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		最上町												1	1	15	3	20.0	0	0	0	0	0.0						
		舟形町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		真室川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大蔵村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鮭川村												2	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		戸沢村												2	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高畠町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川西町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小国町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白鷹町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		飯豊町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		庄内町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		遊佐町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

市	区	府	町	村	コ	ロ	ミ	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																					
										問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)															
道	区	府	町	村	コ	ロ	ミ	ド	名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
										13						1の合計	32	0	31			1				31	31	30	31	31	13
										4						2の合計	0	23	1			31				0	0	1	0	1	0
										2						3の合計	0	8				0				0	0	0	0	0	1
										16						4の合計	3	1								4	4	4	4	3	0
6	201			山形市						1		山形市議会				1	2	1		山形市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
6	202			米沢市						1		米沢市議会				1	2	1		米沢市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員は、出産のため出席できないときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる	2				1	1	1	1	1	1	
6	203			鶴岡市						2		鶴岡市議会				1	2	1		鶴岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席を届け出ることができる。(委員会についても同様の規定あり、第91条第2項)	2				1	1	1	1	1		
6	204			酒田市						1		酒田市議会				1	2	1		酒田市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2	
6	205			新庄市						4		山形県新庄市議会				1	2	1		新庄市議会会議規則 第2条 2議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後、8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
6	206			寒河江市						4		寒河江市議会				1	2	1		寒河江市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
6	207			上山市						4		上山市議会				1	2	1		第1章会議 第1節総則 第2条2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																							
			間12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				間12-2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。				間12-3 間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。				間12-4 間3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		間12-5 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		間12-6 間5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		間12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
道	区	府 市 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断しない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		2. あり 3. なし 4. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
6	208	村山市	2		村山市議会	1	2	1	村山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1									
6	209	長井市	1		長井市議会	1	3	1	長井市職員旧姓使用取扱規程 長井市職員旧姓使用取扱規程 (対象) 第2条 この規程による旧姓使用の対象となる職員は、長井市職員定数条例(昭和36年長井市条例第10号)第1条に規定する職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び長井市職員の再任用に関する条例(平成21年長井市条例第4号)に基づき長井市が再任用した職員とする。 (旧姓使用ができる範囲) 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用することができるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名(次号において「戸籍名」という。)を使用することが義務づけられている場合 (2) 被褥者、共済組合、年金事務所、銀行等の本市以外の機関から戸籍名を使用するように求められている場合 (3) 旧姓を使用するに当たり、本市が業務のために使用しているシステムの改修が必要となる場合 (4) その他職務の遂行又は事務の処理に、誤解や混乱、支障を生ずるおそれのある場合				1	1	1	1	1									
6	210	天童市	3		天童市議会	1	3	1	天童市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	1			1	1	1	1	1									
6	211	東根市	1		東根市議会	1	2	1	東根市議会会議規則 第2条第2項(本会議)、第91条第2項(委員会) 議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長(委員長)に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1								
6	212	尾花沢市	1		尾花沢市議会	1	3	1	尾花沢市議会会議規則 第2条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。				1	1	1	1	1	1								
6	213	南陽市	4		南陽市議会	1	2	1	南陽市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1								
6	301	山辺町	1		山辺町議会	1	2	1	山辺町議会会議規則 第2条 この規程の規定は、一般職に属する職員(再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。)に適用する。 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないもの (2) 職務遂行上支障がないと認められるもの				1	1	1	1	1	1								
6	302	中山町	1		中山町議会	1	2	1	中山町職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。ただし、臨時的に任用される者については、この限りでない。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないもの (2) 職務遂行上支障がないと認められるもの				1	1	1	1	1									
6	321	河北町	1		河北町議会	1	3	1	河北町職員の旧姓使用に関する訓令 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用される職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員を含む。)に適用する。 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないもの (2) 職務遂行上支障がないと認められるもの 2 前項に規定するもの以外であって、別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。				1			1										
6	322	西川町	4		西川町議会	4											4	4	4	4	4					

市	市	市	道	区	区		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
							問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
府	町	町	県	村	町		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
						6 323 朝日町	朝日町議会	4		1	3	1	朝日町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、弔事、災害その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
						6 324 大江町	大江町議会	1	大江町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の理由により、戸籍上の氏を改めた大江町職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	1	2	1	大江町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
						6 341 大石田町	大石田町議会	4		1	2	1	大石田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
						6 361 金山町	金山町議会	1	金山町職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (対象) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職の職員(以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用ができる範囲) 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用することができるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名(次号において「戸籍名」という。)を使用することが義務づけられている場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の本町以外の機関から戸籍名を使用するように求められている場合 (3) その他職務の遂行又は事務の処理に、誤解や混乱、支障を生ずるおそれのある場合	1	2	1	金山町議会会議規則 第1章 総則 (参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事所に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
						6 362 最上町	最上町議会	1	最上町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組、その他の自由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。	1	2	1	最上町議会 会議規則 第2条第2項 前項の規定にもかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
						6 363 舟形町		4		1	2	1	舟形町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
						6 364 真室川町	真室川町議会	4		1	2	1	真室川町議会会議規則□ 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 □	2			1	1	1	1	1	1	
						6 365 大蔵村	大蔵村議会	4		1	3	2		2			4	4	4	4	4		
						6 366 鮭川村		4		1	2	1	鮭川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
						6 367 戸沢村	戸沢村議会	3		1	2	1	戸沢村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		

都 市 道 区 府 町 県 村 コ コ ド ド	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
									1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
6 381	高畠町	4		高畠町議会	4								4	4	4	4	2	
6 382	川西町	4		川西町議会	1	2	1	川西町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 401	小国町	4		小国町議会	1	2	1	小国町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 402	白鷹町	4		白鷹町議会	1	3	1	白鷹町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 403	飯豊町	2		飯豊町議会	1	3	1	飯豊町議会会議規則 第2条第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する月までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、欠席届の期間の開始日から出産日までの期間が8週間に満たない場合は、当該残余日数を出産の日後8週間を経過する日までの期間に加えることができるものとし、その上限を10週間とする。	2				1	1	1	1	1	
6 426	三川町	4		三川町議会	1	4	1	三川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	2	1	1	
6 428	庄内町	1	庄内町職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	庄内町議会	1	2	1	庄内町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
6 461	遊佐町	2			4								4	4	4	4	4	

調査時点 議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）

都	道	府	市	区	町	村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
							問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
山形県	市	区	町	村	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（施設） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要なる場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハ ラ ス メ ン ト 等 防 止 に 関 する 規 定 （ 倫 理 規	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口	3 そ 他	その他内容								
						0	1	7	6	0	1		8	3	5	0			1	
						0	2	6					7	5	6	5			34	
						0	0	22					20	7	24	2			0	
						35	32								28					
6	201		山形市	4	2	2										2				
6	202		米沢市	4	4	3										2				
6	203		鶴岡市	4	4	1	1				鶴岡市議会政治倫理条例 第3条第7号 議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと 第3条第8号 前号に規定する行為のほか、セクシャル・ハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと。	3		3	2			2		
6	204		酒田市	4	4	2						1	2	1	4		1	酒田市地域防災計画 3 防災教育・防災訓練 庁内職員及び公共機関等の職員に対し、災害震災対策計画の内容、災害時の役割や行動等の所管防災業務について周知徹底する。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努める。また、防災担当部門と男女共同参画担当部門が連携し、男女共同参画の視点からの災害対応に関して、情報提供や研修会等の開催により周知を図る。		
6	205		新庄市	4	4	3						3		3	4			2		
6	206		寒河江市	4	1	3						3		3	2			2		
6	207		上山市	4	4	3						3		3	4			2		
6	208		村山市	4	4	3						3		3	2		なし	2		
6	209		長井市	4	4	3						3		3	4			2		
6	210		天童市	4	4	3						3		3	4			2		
6	211		東根市	4	4	3						3		3	3		特になし	2		
6	212		尾花沢市	4	4	1	1				尾花沢市議会議員政治倫理条例 第3条第1項第8号 いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行使をしないこと。	1	3	1	4			2		
6	213		南陽市	4	4	1	1				南陽市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (5) 議員の地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4			2		
6	301		山辺町	4	4	3						1	1	1	4			2		
6	302		中山町	4	4	3						3		3	4			2		
6	321		河北町	4	4	3						2	3	2	4			2		
6	322		西川町	4	4	2						2	2	3	4			2		
6	323		朝日町	4	4	3						1	1	1	3			2		
6	324		大江町	4	4	3						3		3	4			2		
6	341		大石田町	4	4	3						3		3	4			2		

道	区	府	町	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
県	村	コ	コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメントに関する規定(倫理規	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定である。	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
					6 361	金山町	4	4	3												3		3	4					2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ド	ド	名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																